

富山県介護ロボット導入促進事業補助金 Q & A

No	質 問	回 答
1	導入を検討している機器が、補助対象の「介護ロボット」に該当するかわからない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度～平成 29 年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成 30 年度～令和 2 年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和 3 年度～）において採択されたものは補助対象となりますので、ご参照ください。 ・ その他の機器については、個別に判断しますので、申請前に事前にご確認ください。 ・ どのような機器があるか等については下記ウェブサイトをご参照ください。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボットポータルサイト http://robotcare.jp/ ・ 経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されたロボット一覧 http://robotcare.jp/jp/development/index.php ・ 公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」（「介護ロボット導入活用事例集」あり） http://www.techno-aids.or.jp/robot/
2	付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。（付属品・オプション品のみ購入又はリース等の場合は補助対象としません。）
3	パソコンやモバイル端末は補助対象に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボットの使用以外の目的においても汎用性のあるものについては補助対象としません。
4	購入後の事業所（施設）までの運搬費、配送料は補助対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期設定費用の一部と考え、補助対象とします。
5	リース等の期間を3年未満に設定することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボット導入計画には原則として3年間を目処とした目標等を記載していただく必要があるため、リース等の期間は3年以上としてください。

6	リース等の場合は、申請年度分のみが交付対象とされているが、年度途中で導入する場合、申請額は月割して導入日から年度末（令和5年3月31日）までの分となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月割した導入日から年度末までの分が補助対象となります。 【例：12月5日導入、年間リース料90万円の場合】 ⇒ 12月5日～3月31日の4ヶ月分が対象。 90万円×（4/12ヶ月）30万円が補助対象経費。 （補助額は対象経費の2分の1なので、15万円。）
7	1つの法人から複数事業所分の補助申請を行うことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの法人から複数事業所分の申請も行うことが可能です。 ・ ただし、1法人あたりの補助額は200万円を上限としておりますので、複数事業所分申請する場合は、補助申請額の合計が200万円以下となるようにしてください。 ・ また、審査の結果、一部の事業所の分のみが採択される可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
8	1度の申請で、異なる種類のロボットの補助申請を行うことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる複数の種類の機器について申請することも可能です。 ・ その場合は、計画書や使用状況報告書において、ロボットごとの目標や効果等が分かるようにご記載ください。
9	補助対象となる機器の台数に制限はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台数の制限はありません。 ・ ただし、1法人あたりの補助額は200万円を上限としておりますので、補助申請額の合計が200万円以下となるようにしてください。
10	いつまでに介護ロボットを導入する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請年度中（令和4年度においては令和5年3月31日まで）に導入し、支払まで完了してください。 ・ 年度を越えたものは補助対象となりません。
11	実績報告書の提出はいつまでに行う必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（様式第2号）等の提出期限は別に定め、採択事業者等に通知します。導入年度内の日とすることを想定しています。